

○緊急通行車両等及び規制除外車両の確認等に関する 事務取扱要綱の制定について

(令和 5 年 8 月 31 日例規第 81 号)

この度、緊急通行車両等の確認並びに規制除外車両の確認及び事前届出に関する事務について、別添のとおり、「緊急通行車両等及び規制除外車両の確認等に関する事務取扱要綱」を定め、令和 5 年 9 月 1 日から運用することとしたため、適正な運用を図られたい。

なお、緊急通行車両等の事前届出・確認手続等に関する要綱の制定について（平成 21 年例規第 18 号）は、令和 5 年 8 月 31 日限り廃止する。

別添

緊急通行車両等及び規制除外車両の確認等に関する事務取扱要綱

第 1 趣旨

この要綱は、緊急通行車両等及び規制除外車両の確認等に関する規程（令和 5 年県公委規程第 16 号。以下「規程」という。）第 10 条の規定に基づき、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「災対法」という。）、大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号。以下「大震法」という。）、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号。以下「原災法」という。）、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）及びその関係法令（以下「法令」という。）の規定に基づく緊急通行車両又は緊急輸送車両（以下「緊急通行車両等」という。）並びに災対法、原災法及び国民保護法の規定に基づく交通の規制の対象から除外する車両（以下「規制除外車両」という。）の確認及び事前届出に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 用語の定義

この要綱において使用する用語は、法令及び規程において使用する用語の例による。

第 3 災対法の規定に基づく緊急通行車両の取扱い

1 緊急通行車両の確認の対象とする車両

災対法の規定に基づく緊急通行車両の確認の対象とする車両は、次のいずれにも該当する場合に申出を受理するものとする。ただし、災害対策に従事する自衛隊車両、米軍車両及び外交官関係車両（以下「自衛隊車両等」という。）であって、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）の規定に基づく自動車登録番号標以外のものを付しているものについては、緊急通行車両の確認の対象外とする。

(1) 災対法第 50 条第 1 項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両であること。

なお、同項において災害応急対策は、次の事項について災害の拡大を防止するために行うものと規定している。

ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項

- イ 消防、水防その他の応急措置に関する事項
 - ウ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
 - エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
 - オ 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
 - カ 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項
 - キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
 - ク 緊急輸送の確保に関する事項
 - ケ その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項
- (2) 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有し、若しくは指定行政機関等との契約、協定等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は災害発生時に他の関係機関、団体等から調達する車両であること。

2 災害発生前における緊急通行車両の確認手続

(1) 申出書の提出等

ア 申出者

指定行政機関等の長、指定行政機関等に属し災害応急対策に使用される車両の使用若しくは管理責任者又は契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両若しくは災害発生時に他の関係機関、団体等から指定行政機関等が調達する計画等がある車両の使用若しくは管理責任者とする。

イ 申出対象車両

前記1の規定に該当する車両のうち、使用の本拠の位置が静岡県内である車両とする。

ウ 申出先

当該車両の使用の本拠の位置を管轄する署とする。

エ 申出の際に必要な書類

署長は、緊急通行車両の確認の申出に当たり、申出者から次に掲げる書類をそれぞれ2通提出させるものとする。

(ア) 緊急通行車両確認申出書

緊急通行車両確認申出書（災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号。以下「災対法施行規則」という。）別記様式第3。以下「申出書」という。）

(イ) 添付書類

a 自動車検査証等の写し

当該車両の自動車検査証又は軽自動車届出済証（以下「車検証」という。）の写し。

なお、当該車両が原動機付自転車の場合は、車検証の写しの代わりに原動機付自転車標識交付証明書の写し。

- b 災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることを確かめるに足りる書類

当該車両が災害応急対策を実施するために使用されることを示す書類（防災業務計画等）の写し。また、指定行政機関等との契約等により、常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関、団体等から指定行政機関等が調達する計画等がある車両の場合は、上記に加えて、契約書の写し、輸送協定書の写し又は当該事業者を災害応急対策に従事させることを証した書類等（指定行政機関等による災害応急対策に当該車両が必要であることを客観的に認められる記載があるもの）の写しのいずれかの書類。

- c 災害応急対策を実施しなければならない者の車両であることを確かめるに足りる書類

当該車両が災害応急対策を実施しなければならない者（指定行政機関等）の車両であることを確かめるに足りる書類（車両リストや、指定行政機関等が当該車両を災害応急対策に使用することを証した書類等）の写し

(2) 申出書等の簡素化

ア 前記(1)エの書類の提出に当たっては、同一の申出者から同一機会に複数台分の申出があった場合で、番号標に表示されている番号のみが異なり、その他の申出書に記載されている内容が同一であるときは、申出書の「番号標に表示されている番号」欄に複数台分の番号を記載（別紙での対応可）して申出書を1通（写しを含め2通）とすることができる。また、前記(1)エ(イ)b又はcの書類について重複する内容のものは1通（写しを含めて2通）で足りることとし、全体として一式の書類により複数台の申出を行うことができる。

イ 従前の運用（令和5年8月31日まで）に基づき緊急通行車両等事前届出済証（以下「届出済証」という。）の交付を受けている車両の使用者から、緊急通行車両であることの確認の申出を受けた場合には、届出済証の提示を求めて内容を確認する。この場合において、申出に必要な書類は、前記(1)エに規定するものであるが、当該届出済証を受けるに当たって提出している緊急通行車両等事前届出書の添付書類に前記(1)エ(イ)に規定する各書類に該当する内容が含まれる場合は、既に添付書類が提出されていることから、当該申出に係る添付書類の提出を不要とすることができる。

(3) 申出書等の審査及び送付

署長は、前記(1)の規定により、申出書を受理した場合には、記載事項及び添付書類を確認し、緊急通行車両の該当の有無を審査して該当すると認められるものについては、緊急通行車両管理システム（以下「管理システム」という。）に登録の上、速やかに申出書及び添付書類各1通を県本部交通規制課長（以下「交通規制課長」という。）に送付し、他の1通は署において保管するものとする。

(4) 標章及び証明書の有効期限

標章及び証明書の有効期限は、標章及び証明書の発行の日の翌日から起算して5年後の日とする。

なお、指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時等（災害が発生し、又は正に災害が発生しようとしている時をいう。以下同じ。）に他の関係機関、団体等から指定行政機関等が調達する車両について、指定行政機関等の長との輸送協定書や契約書等において当該協定や契約等の満了日等が標章及び証明書の有効期限未満である場合は、原則として当該満了日等を標章及び証明書の有効期限とする。

(5) 標章及び証明書の交付等

ア 標章及び証明書の交付

交通規制課長は、前記(3)の規定により、送付を受けた申出書及び添付書類の記載事項並びに管理システムの登録事項を確認の上、後記ウの規定により、標章（災対法施行規則別記様式第4）及び緊急通行車両確認証明書（災対法施行規則別記様式第5。以下「証明書」という。）を作成し、緊急通行車両確認証明書等交付用封筒（様式第1号）に同封の上、届出を受理した署長を経由して申出を行った者に交付するものとする。

イ 交付に係る処理経過

署長は、緊急通行車両確認証明書交付簿（規程様式第1号。以下「確認証明書交付簿」という。）を備え付け、緊急通行車両であることの確認の申出の受理並びに標章及び証明書の交付の事務処理の経過を明らかにしておくこと。

ウ 標章及び証明書の記載事項

(ア) 標章

標章の表面に登録（車両）番号、有効期限を記載することとする。また、左上等の余白部分に確認証明書交付簿で管理する番号（以下「交付番号」という。）を記載する。

なお、交付番号の付し方は、以下に示す16桁の数字を付す方法によることとする。

a 16桁の数字のうち左から1桁～2桁目

交付した年度（西暦）の下2桁とする。

b 16桁の数字のうち左から3桁～8桁目

交付場所（所属等）の6桁とする。この場合において、警察署共通基盤システム等の対象業務に使用する共通コード表（静岡・警察署別コード、490000）を付すこととする。

c 16桁の数字のうち左から9桁～10桁目

交通検問所を区分する場合の2桁とし、各所属において交通検問所が設置された順に番号を付すこととする。ただし、交通検問所以外は「00」とする。

d 16桁の数字のうち左から11桁目

緊急通行車両等及び規制除外車両の種別として、次に掲げる1桁とし、災対法と他の法令に基づくものと重複して申出を受けて確認を行った場合は、災対法に基づく緊急通行車両の番号を付すこととする。

- 1 災対法に基づく緊急通行車両
- 2 災対法に基づく規制除外車両
- 3 大震法に基づく緊急輸送車両
- 4 原災法又は国民保護法に基づく緊急通行車両
- 5 原災法又は国民保護法に基づく規制除外車両

e 16桁の数字のうち左から12桁～16桁目

5桁の一連番号とする。

なお、一連番号は年度ごとに付すこととする。

(イ) 証明書

a 「交付番号」欄

標章交付番号と同一の番号を記入する。

b 「車両の用途」欄

前記1(1)に掲げる事項のうち、該当する用途を記載する。

c 「活動地域」欄

緊急通行車両であることの確認を受ける車両が、災害応急対策を実施するための活動が見込まれる地方名や都道府県名等の地域を記載する。

なお、災害発生前において、指定行政機関等の規模や、担っている災害応急対策の種類等に鑑みて、国内のどこにでも災害応急対策にあたることが見込まれる場合は、「全国一円」などと幅広く記載する。

(6) その他の法令に基づく緊急通行車両であることの確認の申出を同時に受けた場合等の取扱い

前記(1)の規定による申出に当たり、原災法又は国民保護法の規定に基づく緊急通行車両であることの確認の申出を同時に受け、かつ有効期限が同じとなる場合は、証明書の「車両の用途」欄に、前記1(1)及び後記第5の1(1)に掲げる事項並びに後記第6の1(1)に掲げる措置のうちからそれぞれ該当するものを記載することで、

交付する標章及び証明書を1通とすることができる。また、先に災対法の規定に基づく緊急通行車両であることの確認を受けていた車両について、追加で原災法又は国民保護法の規定に基づく緊急通行車両であることの確認の申出を受けた場合は、先に交付した標章及び証明書の返納を求め、同時に申出を受けた場合の取扱いと同様に標章及び証明書を1通とすることができる。

3 確認後の手続

(1) 標章及び証明書の記載事項変更

ア 署長は、標章及び証明書の交付後に記載事項の変更が生じた旨の申出があった場合は、交付した標章及び証明書とともに、緊急通行車両確認標章・証明書記載事項変更届出書（災対法施行規則別記様式第6。以下「変更届出書」という。）及び記載事項の変更内容が確認できる書類を2通提出させ、うち1通を速やかに交通規制課長に送付し、他の1通は署において保管するものとする。

イ 交通規制課長は、前記アの規定により送付を受けた変更届出書の変更事項を確認した上、管理システムの登録事項を変更するとともに、標章及び証明書を作成し、緊急通行車両確認証明書等交付用封筒に同封の上、届出を受理した署長を経由して届出を行った者に交付するものとする。この場合において、署長は、確認証明書交付簿の当該備考欄に記載事項変更の年月日を記載するものとする。

なお、標章及び証明書の有効期限は、変更前のものを引き継ぐこととする。

(2) 標章及び証明書の再交付

ア 署長は、標章及び証明書の交付を受けた後に標章又は証明書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した旨の申出があった場合は、残存する標章又は証明書とともに緊急通行車両確認標章・証明書再交付申出書（災対法施行規則別記様式第7。以下「再交付申出書」という。）を2通提出させ、うち1通を速やかに交通規制課長に送付し、他の1通は署において保管するものとする。

イ 交通規制課長は、前記アの規定により送付を受けた再交付申出書の記載事項を確認した上、管理システムに再交付の登録を行うとともに、標章及び証明書を作成し、緊急通行車両確認証明書等交付用封筒に同封の上、申出を受理した署長を経由して申出を行った者に再交付するものとする。この場合において、署長は、確認証明書交付簿の当該備考欄に再交付年月日を記載するものとする。

なお、標章及び証明書の有効期限は、再交付前のものを引き継ぐこととする。

(3) 標章及び証明書の返納

交通規制課長及び署長は、標章及び証明書の交付を受けた後に次のいずれかに該当する場合は、速やかに標章及び証明書を返納させること。この場合において、署長は、確認証明書交付簿の返納された標章及び証明書に係る備考欄に返納年月日を記載するものとする。また、交通規制課長は、管理システムに返納の登録を行うものとする。

- ア 災害応急対策を実施するための車両として使用されるものでなくなったとき。
- イ 標章及び証明書の有効期限が到来したとき。
- ウ 標章及び証明書の再交付を受けた場合において、亡失した標章及び証明書を発見し、又は回復したとき。

4 災害発生時等における緊急通行車両であることの確認手続

(1) 申出書の提出等

ア 申出対象車両

前記1の規定に該当する全ての車両

イ 申出先

原則として県本部交通規制課（以下「交通規制課」という。）、署又は交通検問所とする。

ウ 申出の際に必要な書類

交通規制課長、署長及び高速道路交通警察隊長（以下「交通規制課長等」という。）は、緊急通行車両の確認の申出に当たっては、申出者から前記2(1)エに規定する書類（(イ) cを除く。）を各1通提出させるものとする。この場合において、申出書等の簡素化については、前記2(2)と同様とする。

エ やむを得ない事由により添付書類を省略することができる場合

災害発生時に、社会通念上やむを得ない事由（指定行政機関等から突然の要請により災害応急対策を実施するための車両として使用される場合において、指定行政機関等からの要請を受けた事実は確認できるものの、災害応急対策を実施するための車両であることを確かめるに足りる書類を用意できない場合、災害発生前に緊急通行車両であることの確認を受けていた車両が被災するなどして、他の代替車両を急ぎよ使用せざるを得ない場合等）があると認められるときは、添付書類を省略することができる。この場合において、添付書類の省略の可否については、被災状況等を踏まえて判断する。

なお、やむを得ない事由により添付書類を省略した場合には、当該申出書及び証明書の備考欄にその旨を記載するものとする。

(2) 災害発生時等に届出済証の交付を受けている車両の取扱い

交通規制課長等は、災害発生時等に届出済証の交付を受けている車両の使用者から緊急通行車両であることの確認の申出を受けた場合は、既に交付されている届出済証を提示させ、届出済証の交付を受けていない者からの申出に優先して取り扱うものとする。

(3) 標章及び証明書の交付等

交通規制課長等は、前記2(5)ウの規定により、標章及び証明書を作成し、申出者に交付するものとする。この場合において、確認証明書交付簿に、標章及び証明書の交付に係る事務処理の経過を明らかにしておくこと。

5 交通検問所における緊急交通路の通行手続

交通規制課長等は、交通検問所において、災害発生時等に標章及び証明書の交付を受けた者から、緊急交通路の通行の求めがあった場合は、標章（交付番号、登録（車両）番号及び有効期限）を確認するとともに、証明書の提示を求めてその内容（番号標に表示されている番号、車両の用途、活動地域、有効期限等）を確認し、現に災害応急対策を実施するため運転中の車両であることを判断する。この場合において、緊急交通路における通行日時、場所、台数等の把握・管理に資するため、規制除外車両と併せて緊急交通路通行車両管理簿（規程様式第3号）に通行年月日時、番号標に表示されている番号、車両の使用者氏名等を記載するものとする。

6 指定行政機関等に対する指導等

(1) 指定行政機関等に対する指導

交通規制課長等は、指定行政機関等に対して、緊急通行車両であることの確認の申出に係る確認手続、標章及び証明書の一体的保管等についての指導を行うものとする。また、既に届出済証の交付を受けている者に対し、可能な限り災害発生前に緊急通行車両であることの確認を受けるよう周知を図ること。

(2) 静岡県知事との調整

交通規制課長は、緊急通行車両であることの確認並びに標章及び証明書の記載事項変更、再交付及び返納があった場合の取扱い等について、必要に応じて静岡県知事と必要な調整を図るものとする。

第4 大震法の規定に基づく緊急輸送車両の取扱い

1 緊急輸送車両の確認の対象とする車両

大震法の規定に基づく緊急輸送車両の確認の対象とする車両は、次のいずれにも該当する場合に申出を受理するものとする。ただし、災害対策に従事する自衛隊車両等であって、道路運送車両法の規定に基づく自動車登録番号標以外のものを付しているものについては、緊急輸送車両の確認の対象外とする。

- (1) 警戒宣言発令時において、大震法第3条第1項の規定に基づき地震防災対策強化地域に指定された地域を管轄する都道府県又はこれに隣接する都道府県を輸送経路として、大震法第21条第1項の地震防災応急対策に係る緊急輸送を行う計画がある車両であること。

なお、同項において地震防災応急対策は、次の事項について行うものと規定している。

- ア 地震予知情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項
- イ 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- ウ 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に関する事項
- エ 施設及び設備の整備及び点検に関する事項

オ 犯罪の予防、交通の規制その他大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に関する事項

カ 緊急輸送の確保に関する事項

キ 地震災害が発生した場合における食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項

ク その他地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項

(2) 指定行政機関等が保有し、若しくは指定行政機関等との契約、協定等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は警戒宣言発令時に他の関係機関、団体等から調達する車両であること。

2 災対法の規定に基づく緊急通行車両の確認等に関する規定の準用

大震法の規定に基づく緊急輸送車両であることの確認等については、第3の2から6までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「緊急通行車両」とあるのは「緊急輸送車両」と、「緊急通行車両確認申出書」とあるのは「緊急輸送車両確認申出書」と、「緊急通行車両確認申出書（災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号。以下「災対法施行規則」という。）別記様式第3。」とあるのは「緊急輸送車両確認申出書（大規模地震対策特別措置法施行規則（昭和54年総理府令第38号。以下「大震法施行規則」という。）別記様式第6。」と、「標章（災対法施行規則別記様式第4）」とあるのは「標章（大震法施行規則別記様式第7）」と、「緊急通行車両確認証明書（災対法施行規則別記様式第5。」とあるのは「緊急輸送車両確認証明書（大震法施行規則別記様式第8。」と、「緊急通行車両確認証明書交付簿（規程様式第1号。」とあるのは「緊急輸送車両確認証明書交付簿（規程様式第2号。」と、「緊急通行車両確認標章・証明書記載事項変更届出書（災対法施行規則別記様式第6。」とあるのは「緊急輸送車両確認標章・証明書記載事項変更届出書（大震法施行規則別記様式第9。」と、「緊急通行車両確認標章・証明書再交付申出書（災対法施行規則別記様式第7。」とあるのは「緊急輸送車両確認標章・証明書再交付申出書（大震法施行規則別記様式第10。」と読み替えるものとする。

3 大震法の規定に基づく緊急輸送車両が届出済証の交付を受けている場合の取扱い

大震法第9条の警戒宣言に係る地震が発生した場合には、緊急輸送車両として届出済証の交付を受けている車両を災対法第76条第1項の規定に基づく緊急通行車両として届出済証の交付を受けている車両とみなす。

第5 原災法の規定に基づく緊急通行車両の取扱い

1 緊急通行車両の確認の対象とする車両

原災法の規定に基づく緊急通行車両の確認の対象とする車両は、次のいずれにも該当する場合に申出を受理するものとする。ただし、災害対策に従事する自衛隊車両等

であって、道路運送車両法の規定に基づく自動車登録番号標以外のものを付しているものについては、緊急通行車両の確認の対象外とする。

(1) 原子力緊急事態宣言発令時において原災法第 26 条第 1 項の緊急事態応急対策を実施するために使用される計画がある車両であること。

なお、同項において緊急事態応急対策は、次の事項について行うものと規定している。

ア 原子力緊急事態宣言その他原子力災害に関する情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項

イ 放射線量の測定その他原子力災害に関する情報の収集に関する事項

ウ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項

エ 施設及び設備の整備及び点検並びに応急の復旧に関する事項

オ 犯罪の予防、交通の規制その他原子力災害を受けた地域における社会秩序の維持に関する事項

カ 緊急輸送の確保に関する事項

キ 食糧、医薬品その他の物資の確保、居住者等の被ばく放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去その他の応急措置の実施に関する事項

ク その他原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るための措置に関する事項

(2) 原子力事業者及び指定行政機関等（以下「原子力事業者等」という。）が保有し、若しくは原子力事業者等との契約、協定等により常時原子力事業者等の活動のために専用で使用される車両又は原子力緊急事態宣言発令時に他の関係機関、団体等から調達する車両であること。

2 災対法の規定に基づく緊急通行車両の確認等に関する規定の準用

原災法の規定に基づく緊急通行車両であることの確認等については、第 3 の 2 から 6 までの規定を準用する。

第 6 国民保護法の規定に基づく緊急通行車両の取扱い

1 緊急通行車両の確認の対象とする車両

国民保護法の規定に基づく緊急通行車両の確認の対象とする車両は、次のいずれにも該当する場合に申出を受理するものとする。ただし、災害対策に従事する自衛隊車両等であって、道路運送車両法の規定に基づく自動車登録番号標以外のものを付しているものについては、緊急通行車両の確認の対象外とする。

(1) 武力攻撃事態等において、国民の保護に関する基本指針、国民の保護に関する計画等に基づき、次に掲げる措置その他の武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるための措置を実施するために使用される計画がある車両であること。

- ア 警報の発令、避難の指示、避難住民等の救援、消防等に関する措置
- イ 施設及び設備の応急の復旧に関する措置
- ウ 保健衛生の確保及び社会秩序の維持に関する措置
- エ 運送及び通信に関する措置
- オ 国民の生活の安定に関する措置
- カ 被害の復旧に関する措置

(2) 指定行政機関等が保有し、若しくは指定行政機関等との契約、協定等により常時指定行政機関等の活動のために専用で使用される車両又は武力攻撃事態等に他の関係機関、団体等から調達する車両であること。

2 災対法の規定に基づく緊急通行車両の確認等に関する規定の準用

国民保護法の規定に基づく緊急通行車両であることの確認等については、第3の2から6までの規定を準用する。

第7 規制除外車両に係る取扱い

1 事前届出の対象とする車両

(1) 規程第2条第3号の事前届出の対象とする規制除外車両は、次のいずれかに該当する場合に届出を受理するものとする。

なお、災害対策に従事する自衛隊車両等であって、道路運送車両法の規定に基づく自動車登録番号標以外のものを付しているものについては、規制除外車両であることの標章の提示を不要とすることから事前届出の対象としないこと。

- ア 医師、歯科医師、医療機関等が使用する車両
- イ 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両
- ウ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置を有するものに限る。）
- エ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

(2) 規制除外車両の事前届出を行った後に指定行政機関等との契約、協定等により、大規模災害等発生時の災害応急対策のために使用される計画となった車両は、緊急通行車両として扱われることになる。

なお、緊急通行車両として取り扱うためには、改めて緊急通行車両としての申出手続が必要となる。

2 規制除外車両の事前届出に関する手続

規程第5条の規定による規制除外車両の事前届出等については、次により手続を行うものとする。

(1) 除外届出書の提出等

ア 事前届出を行う者

前記1(1)に規定する車両に係る業務の実施について責任を有する者（代行者を含む。）とする。

イ 事前届出先

当該車両の使用の本拠の位置を管轄する署とする。

ウ 事前届出の際に必要な書類

署長は、規制除外車両の事前届出に当たり、届出者から規制除外車両事前届出書（規程様式第4号。以下「除外届出書」という。）、車検証の写し及び次のいずれかの書類をそれぞれ2通提出させるものとする。

なお、当該車両が原動機付自転車の場合には、車検証の写しの代わりに原動機付自転車標識交付証明書の写しを添付させるものとする。また、代行者が事前届出を行う場合は、代行者として適当と認められる立場であることを示す書類の提示を求めて確認するものとする。

(ア) 医師若しくは歯科医師の免許状又は使用者が医療機関等であることが確認できる書類の写し

(イ) 医薬品、医療機器、医療用資材等の製造者又は販売者であることを確認できる書類の写し

(ウ) 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）であることを確認することができる写真（ナンバープレート及び車両の構造又は装置が確認できるもの）

(エ) 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両であることを確認することができる写真（ナンバープレート及び車両の形状が確認できるもの）

なお、重機輸送用車両については、建設用重機と同一の使用者による届出に限って受理することとし、写真は重機を積載した状況のものとする。

(2) 除外届出書等の審査及び送付

署長は、前記(1)の規定により、除外届出書を受理した場合には、記載事項及び疎明資料を確認し、規制除外車両の該当の有無を審査して該当すると認められるものについては、管理システムに登録の上、速やかに除外届出書及び疎明資料各1通を交通規制課長に送付し、他の1通は署において保管するものとする。

(3) 除外届出済証の交付

交通規制課長は、前記(2)の規定により、送付を受けた除外届出書及び疎明資料の記載事項並びに管理システムの登録事項を確認の上、規制除外車両事前届出済証（規程様式第4号。以下「除外届出済証」という。）を作成し、規制除外車両事前届出済証交付用封筒（様式第2号）に同封の上、届出を受理した署長を経由して事前届出を行った者に交付するものとする。

(4) 除外届出済証の再交付等

ア 除外届出済証の再交付

交通規制課長は、規程第6条第1項の規定による除外届出済証の再交付を行う場合には、管理システムに再交付の登録を行うとともに、当該再交付に係る除外届出済証に別図に定める「再」の文字を朱書きするものとする。

イ 除外届出済証の返納

規程第6条第2項の規定による除外届出済証の返納は、交通規制課及び署において受け付けるものとする。この場合において、交通規制課長は、管理システムに当該除外届出済証の返納に係る登録を行うものとする。

(5) 事前届出の処理経過

交通規制課長及び署長は、規程第7条の規定により、規制除外車両事前届出受理簿（届出済証交付簿）（規程様式第5号）を備え付け、事前届出の受理、除外届出済証の交付等の事務処理の経過を明らかにしておくこと。

3 災害発生時等における規制除外車両の確認

規程第8条の規定による、規制除外車両の確認等については、次により取り扱うものとする。

(1) 事前届出車両の確認

ア 確認を行う場所

交通規制課、署又は交通検問所とする。

イ 規制除外車両であることの確認

交通規制課長等は、除外届出済証の交付を受けている車両の使用者から規制除外車両の確認を求める旨の申出があった場合は、除外届出済証を提示させるとともに、規制除外車両確認申出書（規程様式第6号。以下「除外申出書」という。）の提出を求めた上で、規制除外車両確認証明書（規程様式第7号。以下「除外証明書」という。）に必要事項を記載させるものとする。

ウ 標章及び除外証明書の交付

交通規制課長等は、前記イの規定により、規制除外車両であることの確認を行った場合は、規程第8条第2項の規定により、標章及び除外証明書を交付するものとする。

エ 標章及び除外証明書の記載事項

前記第3の2(5)ウと同様とする。

オ 標章及び除外証明書の有効期限

標章及び除外証明書の有効期限は、発生した災害の種類、規模、場所等に応じて適切に設定することとなるが、別途交通規制課長が指示する場合を除き、発行の日の翌日から起算して1か月後の日とする。

カ 事前届出車両の優先

交通規制課長等は、規制除外車両であることの確認の申出を受けた場合には、除外届出済証の交付を受けていない者からの申出に優先して取り扱うものとする。

(2) 事前届出車両以外の車両に係る確認

交通規制課長等は、次に掲げる局面において、実際の復旧作業の状況や被災者等の生活支援の必要性に応じて、緊急交通路の通行を認めることが適切である車両に

ついて、事前届出車両以外の車両についても規制除外車両であることの確認を行うものとする。

ア 第一局面（大規模災害等発生直後）

事前届出がなされた車両を含む事前届出の対象とする車両のみに対し、規制除外車両であることの確認を行う。

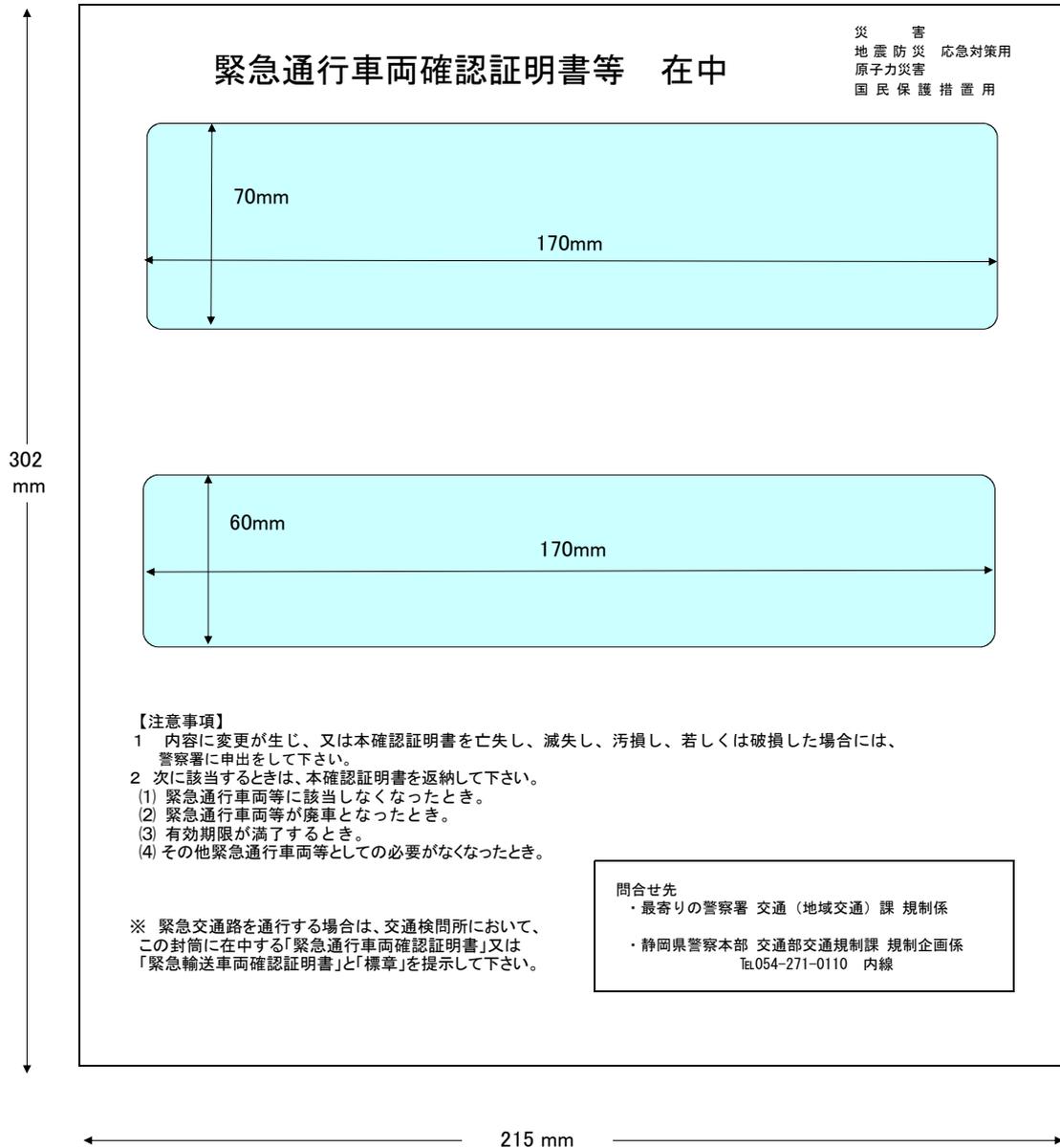
イ 第二局面（交通容量は十分ではないが、第一局面で通行可能な車両以外の車両の通行も可能となった局面）

順次、規制除外車両の範囲を拡大し、規制除外車両の確認を行う。

(3) 規制除外車両の確認に係る処理経過

交通規制課長等は、規程第9条の規定により、規制除外車両確認証明書交付簿（規程様式第8号）を備え付け、規制除外車両であることの確認の申出の受理、除外証明書の交付等の事務処理の経過を明らかにしておくこと。

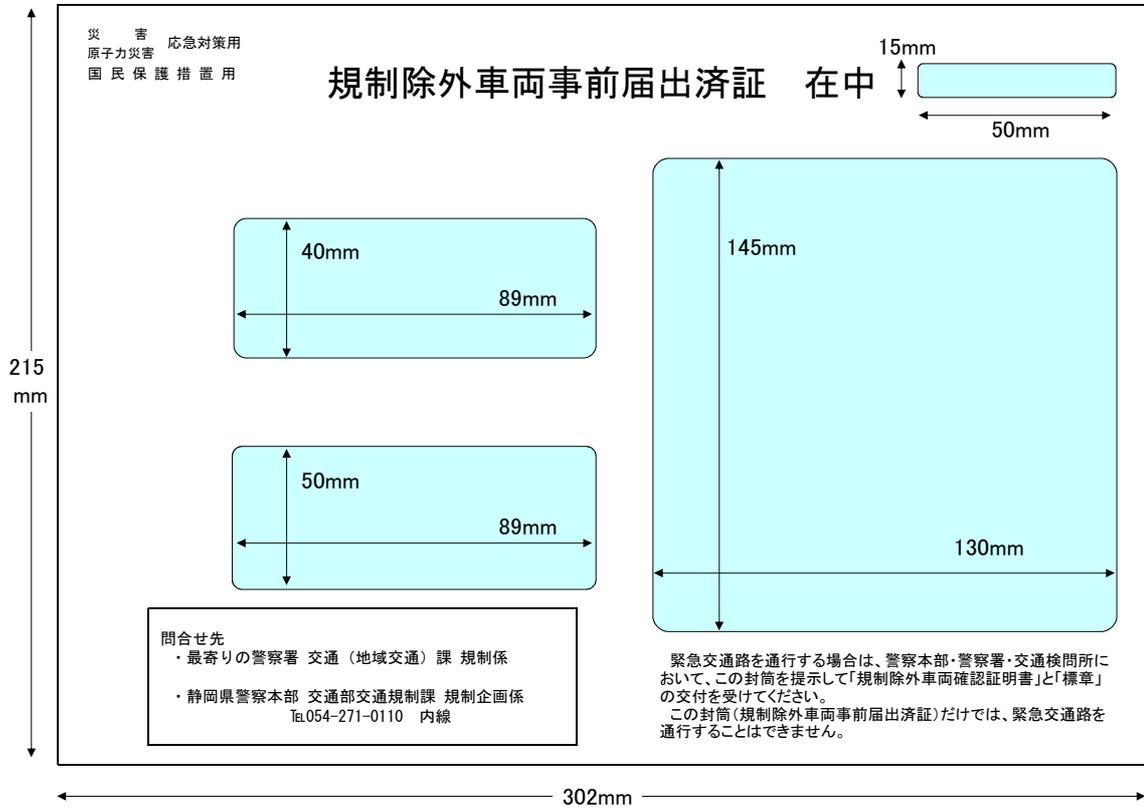
緊急通行車両確認証明書等交付用封筒



(注)

- 1  部分は、透明フィルム等により窓あきとする。
- 2 封筒の色は、薄桃色とする。

規制除外車両事前届出済証交付用封筒



(注)

- 1  部分は、透明フィルム等により窓あきとする。
- 2 封筒の色は、薄茶色とする。